

埼玉県立武道館予約システム規約

(利用者登録)

第1条 埼玉県立武道館予約システム（以下「システム」という。）を団体利用しようとする者は、所定の「団体利用者登録等申請書」に必要事項を記入の上、窓口に提出しなければならない。なお、申請書提出者が本人（代表者又は事務連絡者）であることを確認するために身分証明書の提出を求めることがあるものとする。

(登録者の責務等)

第2条 この規約において登録者とは、団体利用者登録を申し込み、埼玉県立武道館において適当と認めた団体をいうものとする。

(利用者ID及びパスワードの付与とその取り扱い)

第3条 埼玉県立武道館は、登録者全員に異なる利用者IDとパスワードを付与するものとする。

2 登録者は、利用者ID及びパスワードを他人に知られないよう登録者の責任において管理しなければならない。

3 登録者は、利用者ID及びパスワードを他人に利用させること及び譲渡又は貸与してはならない。

4 登録者が前3項の規定に違反した場合において、その違反に起因して利用者ID及びパスワードが不正に利用されたときは、利用料金その他の責務の支払の責任を負うものとする。

5 登録者は埼玉県立武道館より付与されたパスワードについて、自由に変更することができる。

(登録期間)

第4条 登録日は、登録申込がなされ登録者と認められた日とし、登録期間はこれを設けない。

(登録費用)

第5条 この登録に要する費用は無料とする。

(サービスの内容等)

第6条 登録者は、埼玉県立武道館について、次のサービスを受けることができる。ただし、施設又は管理運営の都合により、システムによる施設予約の手続きができない場合や制限される場合がある。

- (1) 予約申込と取消
- (2) 抽選申込と取消、抽選結果の確認
- (3) 空き情報の提供
- (4) その他施設利用に係る情報提供

(施設の管理法規の遵守)

第7条 登録者は、施設の利用にあたっては当該施設の管理に関する法規等を遵守するとともに、認められた目的以外に利用してはならない。

(利用料金等の支払い)

第8条 登録者は、施設の利用に係る利用料金その他の債務については、利用当日の利用終了後、窓口での現金払いを原則とする。

(システム利用の一時停止)

第9条 登録者が施設の利用に係る利用料金その他の債務を履行しないとき、施設の管理に関する法規等に違反したとき、又は本規約に違反したときは、埼玉県立武道館は、システムの利用を一時停止することができるものとする。

(利用者登録事項の変更)

第10条 登録者が団体利用者登録等申請書により届け出た事項に変更が生じたときは、遅滞なく所定の届出用紙により届け出なければならない。

2 登録者は、前項の届け出がない場合において、埼玉県立武道館からの通知又は送付書類その他のものが延着、又は到着しなかったことについて異議を申し立てることができない。

(利用者登録の抹消)

第11条 登録者が次のいずれかに該当したときは、利用者登録を抹消するものとする。

- (1) 虚偽の届け出をしたとき
- (2) 施設の管理に関する法規等若しくは本規約に重大な違反したとき
- (3) 利用料金その他の債務を履行しないとき
- (4) 所定の登録廃止の手続きを行い、認められたとき
- (5) 住所変更の手続きを怠る等、登録者の責めに帰すべき事由により登録者の所在が不明となり、登録者への通知・連絡が不能と判断したとき
- (6) その他登録者として不適当と埼玉県立武道館が認めたとき

(システムにおける個人情報の利用)

第12条 利用者登録及び利用の手続き上で得た利用者の個人情報は、システムの運営管理の目的のため、埼玉県立武道館において、利用料金等の徴収、利用に関連する業務の遂行に必要な範囲でのみ利用するものとし、その管理に十分注意するものとする。

(登録情報の字体)

第13条 団体利用者登録等申請書に記載された字体がシステムにより処理できないときは、埼玉県立武道館は、類似する標準文字により登録するものとする。この場合、システムで表示される字体及び郵便物の字体は標準文字とする。

(免責事項)

第14条 埼玉県立武道館は、次の各号に掲げる場合において生じた損害等については責任を負わないものとする。

- (1) 各施設・設備の予約は、窓口、電話及びインターネットにより行っており、利用者の希望する施設・設備が、予約受付の時間又はタイミング等により取得できなかった場合
- (2) 埼玉県立武道館の責によらない通信機器、回線及びコンピューター等の障害並びに電話の不通等の通信手段の障害等により、予約受付の取り扱いが遅延又は不能となった場合
- (3) 公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴等がなされた場合において各種情報が漏洩した場合

(その他)

第15条 この規約の内容に関わらず、埼玉県立武道館が特に必要と認めた場合は、臨時にこの規約を変更することがある。また、この規約に定めるもののほか、システム又はサービスの運営に必要な事項は埼玉県立武道館が別に定めるものとする。